

富山県山村振興基本方針（案）

平成 年 月

富 山 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
(1) 振興山村の概要	1
(2) 自然的条件	2
(3) 社会的経済的条件	3
II 現状と課題	6
(1) 山村振興対策の実施状況	
(2) 山村振興の現状と評価、今後の課題	
III 振興の基本方針及び振興施策	6
(1) 振興の基本方針	
(2) 振興施策	
○ 豊かな資源をなりわいに活かす郷づくり	
① 農林水産業の経営改善施策に関する基本的事項	7
② 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	7
○ 自立し、交わり、みんなで支えあう郷づくり	
③ 集落環境整備施策に関する基本的事項	8
④ 交流活動促進施策に関する基本的事項	8
⑤ 担い手育成施策に関する基本的事項	8
○ 自然と共に安全・安心・快適に暮らせる郷づくり	
⑥ 交通施策に関する基本的事項	9
⑦ 情報通信施策に関する基本的事項	9
⑧ 社会・生活環境施策に関する基本的事項	10
⑨ 高齢者福祉施策に関する基本的事項	10
⑩ 国土保全施策に関する基本的事項	10
⑪ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	11
⑫ 産業基盤施策に関する基本的事項	11
⑬ 文教施策に関する基本的事項	11
⑭ 森林・農用地等の保全施策に関する基本的事項	12
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	12

山村振興基本方針書

都道府県名	富山県
作成年度	平成27年度

I 地域の概況

(1) 振興山村の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全15市町村のうち約半数の8市町となっている。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	15	8	53.3%
面 積	4,248km ²	1,776km ²	41.8%
人 口	1,093 千人	20 千人	1.8%
若年者比率(15～29 歳)	13.3%	12.2%	—
高齢者比率(65 歳以上)	26.1%	34.8%	—

(注) 市町村数は、平成27年4月1日現在。面積は、2010年世界農林業センサス。

人口は、平成22年国勢調査。

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	指定地域名 (旧市町村名)
富山市	(大山町) 大山村、(大山町) 福沢村、(八尾町) 卯花村、(八尾町) 大長谷村、(八尾町) 仁歩村、(八尾町) 野積村、山田村
高岡市	(福岡町) 五位山村
魚津市	松倉村
黒部市	東布施村
南砺市	(城端町) 蓑谷村、(福光町) 西太美村、(福光町) 太美山村、平村、上平村、利賀村
上市町	大岩村、白萩村
立山町	東谷村
朝日町	山崎村、南保村、宮崎村、境村

(2) 自然的条件

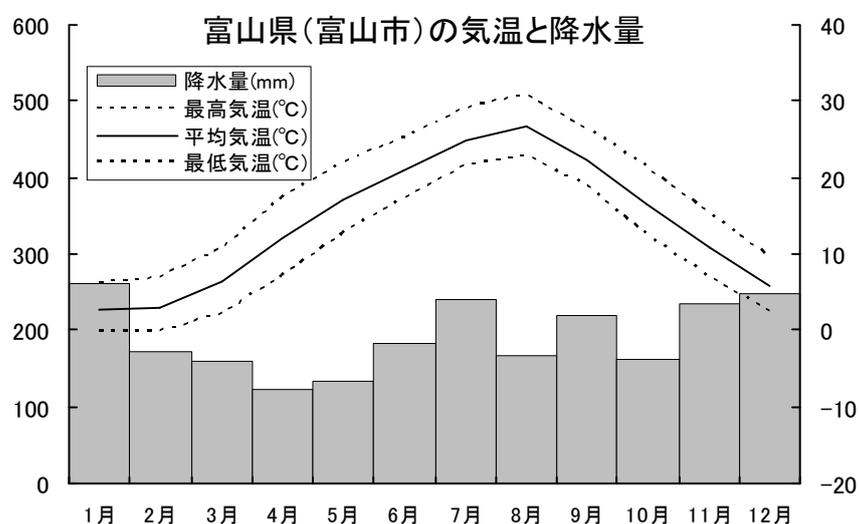
ア 地理、地勢

本県は、本州の中央北部に位置し、東は新潟県と長野県、西は石川県、南は岐阜県に接し、北は日本海に面し、総面積は4,248 km²である。三面を山岳に囲まれた中央に富山平野が展開している。

本県の振興山村はこの平野周辺の標高300m前後の山間及び山麓地帯に点在し、行政的には5市3町からなり、このうち振興山村の面積は、1,776 km²（全県面積の41.8%）となっている。

イ 気候

本県は日本海側気候であり、県内全域が豪雪地帯（一部地域は特別豪雪地帯）に指定されている。夏はフェーン現象の影響で気温が上がり、高温多湿である。



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	6.0	6.8	10.9	17.3	21.9	25.1	29.0	30.9	26.5	21.1	15.3	9.6
平均気温(°C)	2.7	3.0	6.3	12.1	17.0	20.9	24.9	26.6	22.3	16.4	10.8	5.7
最低気温(°C)	-0.1	-0.3	2.2	7.2	12.6	17.4	21.5	22.9	18.8	12.4	6.8	2.4
降水量(mm)	260	172	159	122	134	183	240	168	220	161	234	247

年平均気温：14.1 °C 年降水量：2300.0 mm（統計期間：1981～2010）

(3) 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

平成22年の振興山村の人口は、昭和60年に対する割合が63.5%と、全県の97.8%に比べて大幅に減少している。

年齢構成で見ると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより減少しており、振興山村では平成22年では9.2%と、県全体の13.0%に比べて低くなっている。また、65歳以上の高齢者数の割合は年々増加し、振興山村では平成22年には35.7%となっており、県全体の26.1%を上回っている。

年齢階層別人口の動向

(単位：人、%)

年度	振興山村					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
S60年	30,400 (100%)	5,182 (17.0%)	5,084 (16.7%)	5,785 (19.0%)	9,193 (30.2%)	5,156 (17.0%)
H12年	24,092 (100%)	2,692 (11.2%)	3,897 (16.2%)	3,475 (14.4%)	5,190 (21.5%)	7,119 (29.5%)
H17年	21,712 (100%)	2,200 (10.1%)	3,135 (14.4%)	3,044 (14.0%)	6,174 (28.4%)	7,143 (32.9%)
H22年	19,299 (100%)	1,783 (9.2%)	2,376 (12.3%)	2,612 (13.5%)	5,628 (29.2%)	6,882 (35.7%)

年度	県全体					
	総数	0～14	15～29	30～44	45～64	65以上
S60年	1,118,369 (100%)	233,965 (20.9%)	196,860 (17.6%)	262,126 (23.4%)	261,772 (23.4%)	143,646 (12.8%)
H12年	1,120,851 (100%)	157,179 (14.0%)	203,683 (18.2%)	198,776 (17.7%)	328,082 (29.3%)	232,733 (20.8%)
H17年	1,111,729 (100%)	149,545 (13.5%)	168,951 (15.2%)	216,057 (19.4%)	317,916 (28.6%)	258,317 (23.2%)
H22年	1,093,247 (100%)	141,936 (13.0%)	145,329 (13.3%)	217,005 (19.8%)	299,738 (27.4%)	285,102 (26.1%)

出典：国勢調査

イ 産業構造の動向

本県及び県内振興山村の双方において、第1次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村においては9.1%が第1次産業に従事しており、県平均の3.5%の約2.6倍の割合である。また、いずれも第3次産業の就業者数は増加傾向にある。

本県及び県内振興山村の双方において、専業農家数及び第1種兼業農家数は減少しているものの、振興山村においては専業農家の割合が12.9%と県平均の9.2%を上回っている。

産業別就業者数の動向

(単位：千人、%)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
S60年	18,201 (100%)	13,958 (76.7%)	6,532 (35.9%)	5,214 (28.6%)	543,846 (100%)	170,419 (31.3%)	169,146 (31.1%)	204,281 (37.6%)
H12年	11,915 (100%)	1,104 (8.6%)	5,610 (43.5%)	6,172 (47.9%)	596,394 (100%)	23,515 (3.9%)	229,675 (38.5%)	343,204 (57.5%)
H17年	11,211 (100%)	1,252 (11.2%)	4,160 (37.1%)	5,799 (51.7%)	574,519 (100%)	24,576 (4.3%)	201,001 (35.0%)	348,942 (60.7%)
H22年	9,152 (100%)	830 (9.1%)	3,202 (35.0%)	5,120 (55.9%)	535,374 (100%)	18,916 (3.5%)	182,225 (34.0%)	334,233 (62.4%)

出典：国勢調査

専業別農家数の動向

(単位：千人、%)

年度	振興山村				県全体			
	合計	専業	第1種兼業	第2種兼業	合計	専業	第1種兼業	第2種兼業
H12年	2,349 (100%)	207 (8.8%)	98 (4.2%)	2,044 (87.0%)	39,397 (100%)	2,771 (7.0%)	2,067 (5.2%)	34,559 (87.7%)
H17年	1,837 (100%)	259 (14.1%)	113 (6.2%)	1,465 (79.7%)	31,463 (100%)	3,071 (9.8%)	2,395 (7.6%)	25,997 (82.6%)
H22年	1,416 (100%)	183 (12.9%)	62 (4.4%)	1,171 (82.7%)	21,914 (100%)	2,024 (9.2%)	1,621 (7.4%)	18,269 (83.4%)

出典：農林漁業センサス

ウ 土地利用の状況

本県の振興山村の林野率は82.5%で県全体の56.4%より高く、耕地面積の割合は1.4%と県全体の12.6%よりかなり低くなっている。

土地利用の状況

(単位：ha、%)

年度	振興山村							
	総土地 面積	耕地面積					林野面積	
		田	畑	樹園地	その他	森林		
S60年	180,442 (100%)	3,560 (2.0%)	3,264 (1.8%)	259 (0.1%)	37 (0.0%)		167,275 (92.7%)	165,736 (91.8%)
H12年	177,300 (100%)	2,467 (1.4%)	2,299 (1.3%)	145 (0.1%)	20 (0.0%)		146,674 (82.7%)	146,674 (82.7%)
H17年	177,297 (100%)	2,590 (1.5%)	2,442 (1.4%)	129 (0.1%)	17 (0.0%)		146,581 (82.7%)	146,581 (82.7%)
H22年	177,560 (100%)	2,526 (1.4%)	2,399 (1.4%)	112 (0.1%)	15 (0.0%)		146,427 (82.5%)	146,427 (82.5%)

年度	県全体							
	総土地 面積	耕地面積					林野面積	
		田	畑	樹園地	その他	森林		
S60年	425,232 (100%)	70,100 (16.5%)	67,100 (15.8%)	2,000 (0.5%)	773 (0.2%)	227 (0.1%)	241,487 (56.8%)	225,503 (53.0%)
H12年	424,719 (100%)	56,688 (13.3%)	54,688 (12.9%)	1,425 (0.3%)	575 (0.1%)		239,693 (56.4%)	239,693 (56.4%)
H17年	424,734 (100%)	54,061 (12.7%)	52,448 (12.3%)	1,094 (0.3%)	520 (0.1%)		239,480 (56.4%)	239,480 (56.4%)
H22年	424,759 (100%)	53,376 (12.6%)	51,750 (12.2%)	1,101 (0.3%)	527 (0.1%)		239,505 (56.4%)	239,505 (56.4%)

出典：世界農林業センサス

H12年の振興山村の耕地面積は農家のみ面積であり、組織の面積は除く。

エ 交通・通信の状況

振興山村においても市町村道の改良は進んできているが、高齢化や過疎化の進展に伴い、高齢者などに買い物弱者・通院弱者をはじめとする移動制約者が増えてきている。

情報通信においては、県内全域で整備されているCATV網等によるインターネットサービスにより、超高速ブロードバンド（下り30Mbps以上）利用可能世帯率は100%となっている。

また、携帯電話の世帯カバー率は、県内においてほぼ100%に達しているが、振興山村においては不感地帯が存在する地域もある。携帯電話は、近年では高速なデータ通信が可能となるサービスにより大容量のコンテンツを利用できる環境が普及してきている。

オ 財政の状況

振興山村は、地方税等の自主財源が乏しい一方、産業基盤及び生活環境整備等の財政需要が大きく、脆弱な財政構造となっている。

II 現状と課題

(1) 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年から47年にかけて23地域が振興山村として指定されている。現在では市町村合併により8市町が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第1期山村振興対策から新法対策に至るまで、6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきた。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、産業基盤や生活環境の整備は着実に成果を挙げてきている。

(2) 山村振興の現状と今後の課題

本県の振興山村においては、若年層を中心とする人口の流失と少子化・高齢化も進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

今後の山村振興に当たっては、山村の自立的な発展が都市住民を含めた重要な課題であるという認識の下、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の雇用と所得の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

III 振興の基本方針及び振興施策

(1) 振興の基本方針

本県の振興山村は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県に留まらず我が国全体にとって重要な課題である。

また、情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割は益々重要なものとなってきている。

しかしながら、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきている。

振興山村が有する役割、当面している課題等を考慮し、都市住民も含めて県民全体で支え合うという視点に立って、それぞれの立地条件や豊かな地域資源を活かした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進、さらには集落機能の再編と集落間ネットワークの形成等により、山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次の3つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

基本目標

○ 豊かな資源をなりわいに活かす郷づくり

[実施施策]

①農林水産業の経営改善施策、②地域資源の活用に係る施策

○ 自立し、交わり、みんなで支えあう郷づくり

[実施施策]

③集落環境整備施策、④交流活動促進施策、⑤担い手育成施策

○ 自然と共に安全・安心・快適に暮らせる郷づくり

[実施施策]

⑥交通施策、⑦情報通信施策、⑧社会・生活環境施策、⑨高齢者福祉施策、

⑩国土保全施策、⑪鳥獣被害防止施策、⑫産業基盤施策、⑬文教施策、

⑭森林・農用地等の保全施策

(2) 振興施策

○ 豊かな資源をなりわいに活かす郷づくり

① 農林水産業の経営改善施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、地域ぐるみの営農体制づくりなどによる生産性向上・経営効率化施策に加えて、地場産業との連携強化、流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、山村ならではの特産品の生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

主な施策

- ・農林水産物の加工・販売による高付加価値化及び安定供給体制整備など、農林水産業の6次産業化の推進
- ・地域ぐるみによる持続的な営農体制の構築
- ・酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用
- ・生産性向上、経営効率化等に必要となる機械・施設の整備の推進
- ・農林水産業における多様な担い手の確保・育成
- ・森林施業の集約化の推進

② 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林水産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

主な施策

- ・地域の特徴を活かした独自の園芸特産物や薬用植物等の生産振興
- ・豊かな地域資源を発掘・評価し、それらを活かした地域の活性化・産業化の推進
- ・本県の山村の地形を活かした小水力発電や木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用の推進

○ 自立し、交わり、みんなで支えあう郷づくり

③ 集落環境整備施策に関する基本的事項

山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を図るため、活動拠点の整備と集落間の協働体制の構築や交通通信施設整備の促進等を進める。ただし、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民の合意のもとに、集落再編や集落間の連携等を進める。

主な施策

- ・ 農林業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化
- ・ 活動拠点の整備と集落間協働体制の構築
- ・ 多様な主体による地域づくりや、集落を支えるサポート組織の支援

④ 交流活動促進施策に関する基本的事項

山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域製品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的に UIJ ターンにつながることも期待される。

このため、山村における定住・半定住の促進に向け、交流施設の改修・整備を進めるとともに、本県山村の魅力発信、人材（体験指導者、地域をコーディネートする人材等）の育成、地域内連携による受入体制整備等幅広い交流の母体を整備し、効果的で持続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・ グリーン・ツーリズムの取組み強化
- ・ 全国に誇れる文化・資源を活かした地域の魅力向上と発信
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全

⑤ 担い手育成施策に関する基本的事項

第1次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は、農産物価格や木材価格の低迷等により停滞しており、後継者不足、配偶者不足、若年層の流出という問題が生じている。

このため、地域の中核的な担い手及び地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進するなど、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、女性が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与を促進する。

主な施策

- ・認定農業者や集落営農組織等地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- ・地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入の促進
- ・就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成とその定着
- ・女性の能力を發揮した活動の支援、高齢者の活動の場の確保

○ 自然と共に安全・安心・快適に暮らせる郷づくり

⑥ 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。一方で、本県の山村は降雪が多く、雪崩等による集落の被災や孤立が懸念される。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備や計画的な維持管理を進めるとともに、雪によって県民生活や産業経済活動に支障が生じないように、道路の雪害防止対策を推進する。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、鉄道、バス等の生活交通の維持・確保に努める。

主な施策

- ・産業の振興や地域間交流を促進する道路の整備
- ・スノーシェッドや雪崩防止柵の整備による道路の安全な通行の確保
- ・安全で円滑な交通の確保、道路の計画的な維持管理
- ・鉄道、バス等生活交通の維持・確保への支援

⑦ 情報通信施策に関する基本的事項

山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅などあらゆる分野における情報通信技術の利活用による住民の利便性の向上を図るとともに、新しい豊かなライフスタイルの形成を進める。

主な施策

- ・FTTH サービスエリアの拡大による上下 100Mbps 以上の超高速ブロードバンドの全県的整備の促進
- ・あらゆる分野における情報通信技術の徹底した利活用による住民生活の利便性の向上
- ・情報通信技術の利活用による新しい豊かなライフスタイルの形成

⑧ 社会・生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

医療においては、医師の不足により、診療日や診療時間が限られているなどの問題を抱えている。また、若年層が減少し、少子化が進行している。

このため、上下水道等の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活関

連道路等の生活基盤の整備を推進する。また、医師、看護職員の確保、初期救急医療体制の整備充実を図るとともに、少子化に対応した対策の推進に努める。

主な施策

- ・ 地域の実情に応じた上下水道などの整備
- ・ 農業集落排水の機能強化
- ・ 消防の広域化、消防設備の整備、消防団の活性化などの消防体制の充実強化
- ・ へき地医療拠点の整備及び医師の確保
- ・ 急患センターをはじめとする初期救急医療体制の整備支援や救命救急センターの整備拡充など、救急医療の機能強化
- ・ 地域における健康づくりと疾病対策の推進
- ・ 母と子の保健医療等の充実
- ・ 多様な保育・子育てサービスの充実等子育て家庭に対する支援や、子育て支援の機運の醸成

⑨ 高齢者福祉施策に関する基本的事項

高齢化が全国平均に先行して進行する中、高齢者ができるだけ住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を営むことを可能にしていくため、介護サービスの充実強化を図るとともに、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。また、介護給付等対象サービスに従事する者の確保及び介護施設の整備等の施策を推進する。

主な施策

- ・ 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実
- ・ 介護との連携による在宅医療の推進
- ・ 介護予防と生活支援サービスの充実
- ・ 保健・福祉の人材養成と資質向上
- ・ 生涯学習や生涯スポーツなどの振興や健康づくり対策の推進

⑩ 国土保全施策に関する基本的事項

本県は急峻な山々や急流河川などの険しい地形、崩れやすい地質を有しており、振興山村においては、これまで幾度となく、集中豪雨等による山腹崩壊、河川の氾濫、土石流、地すべりなどの大きな被害を被ってきている。

一方、[振興山村は](#)、県土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、県民に必要な資源を供給するなど県民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。

このことから、災害から県民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等の推進

- ・土砂災害、洪水などによる被害を防止するため、治水、砂防等の推進、またダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保
- ・ハザードマップの作成支援

⑪ 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

過疎化や農業従事者の高齢化に加え、イノシシ、ニホンザル等による農作物被害により、耕作放棄地の拡大が懸念されるなど、地域の深刻な社会問題となっている。また、ツキノワグマによる人身被害が報告されている。

このため、適正な個体数管理に向けた捕獲活動を強化するほか、カウベルト、電気柵、捕獲檻の一体的な整備による鳥獣被害の防止や、里山林整備による野生動物とのすみ分けなど、地域の実情に応じたきめ細かな対策を進める。

主な施策

- ・ツキノワグマ、ニホンザル等の野生鳥獣のモニタリング調査やイノシシの保護管理計画の策定など、保護管理の推進
- ・狩猟者の育成・確保による有害鳥獣被害防止体制の維持
- ・カウベルト、電気柵、捕獲檻の一体的な整備による農林業被害防止
- ・里山林整備による野生動物とのすみ分け

⑫ 産業基盤施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備
- ・これまで整備されてきた水利施設等の適切な保全管理・計画的な更新整備
- ・計画的な森林整備の推進、林道等の整備による林業生産基盤整備及び森林病虫獣害対策や林野火災防止の推進等森林の保全管理

⑬ 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、都市部に比べより児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、公立小中学校の教育施設の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒や高校通学のための交通機関の確保を図る。

また、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。その際、山村外に居住する子供に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開する。

主な施策

- ・教育環境の整備、生涯学習の推進
- ・小中学校の校舎等整備
- ・公民館や体育・スポーツ施設等の整備
- ・史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的、文化的遺産の保存・継承

⑭ 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が有する多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、多面的機能についての県民意識の向上を図り、日本型直接支払制度を有効に活用するとともに、県民の参加で進める森づくりを推進する。

主な施策

- ・ヤギの放牧による省力型の農地管理など耕作放棄地解消・防止活動の支援
- ・日本型直接支払制度の有効活用による農地、水路、農道等の地域資源の維持・向上
- ・計画的な森林整備、またはこれらの施業に必要な路網整備の推進
- ・ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備等による農地の保全

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である新・元気とやま創造計画（平成24年4月）を作成し、「みんなで創ろう！人が輝く 高志の国 ー活力、未来、安心のふるさとー」を基本目標として各種施策の推進に取り組んでいる。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針（平成22年11月策定）及び同計画を策定している。

さらに、各市町村が自主性と主体性をもって中山間地域の活性化に取り組めるよう、地域振興5法に中山間地域等直接支払制度に基づく知事特認に係る地域を加えた範囲を対象に、本県独自に、「富山県中山間地域活性化指針」（平成20年7月改定）を策定している。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。